

## 初期契約解除制度について

当社ではサービス毎に、初期契約解除制度を定め、ご契約時に書面にてご案内をいたします。

1. 初期契約解除制度では、対象サービスにおいてお客様が契約に関する書面などを受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発送した時に生じます。
2. お客様は、①損害賠償もしくは解約手数料その他の金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料および、既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。この場合における②の金額は、本書面に記載した金額となります。③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（②で請求する金額等を除く。）を返還いたします。
3. 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。
4. 書面には「初期契約解除制度を使用して解約を希望します。」と記入し、本書受領日、本書に記載のご契約者情報（顧客番号・契約者名・契約住所）、契約解除を希望するサービス名をご連絡ください。

(解除を希望される場合の届出記載例)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"><div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="border: 1px dashed red; width: 40px; height: 40px;"></div><div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">3820077</div></div><p style="text-align: center;">長野県須坂市北横町 1295-1 シルキービル</p><p style="text-align: center;">株式会社グーライト 営業技術本部行</p><p style="text-align: center;">●ご住所 ●ご契約者名（フリガナ） ●電話番号</p></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: right;">■初期契約解除制度を使用して解約を希望します。</p><p>① ご契約内容受領日    〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</p><p>② 顧客番号</p><p>③ ご契約者名</p><p>④ ご契約住所</p><p>⑤ 契約解除を希望するサービス名</p><p>■解除申請日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日</p><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">見本</div></div>
--	--

5. お問い合わせ先、書面の送付先  
〒382-0077  
長野県須坂市北横町 1295-1 シルキービル  
株式会社 Goolight 営業技術本部行  
電話：026-246-1222 【受付時間 9:00~18:00（元日を除く）】